

# 養鶏をめぐる情勢

平成 1 8 年 8 月

農林水産省生産局畜産部

## 目 次

I 需給と流通をめぐる情勢			IV 養鶏経営における環境問題	
1. 鶏卵需給等の動向			1. 家畜排せつ物発生量の推移	… 19
(1) 需給 (消費、需要、供給、輸入等)	…	1	2. 家畜排せつ物の処理・利用の現状	… 19
(2) 価格	…	3	3. 畜種別に見た家畜排せつ物発生量	… 19
(3) 流通	…	4	4. 法施行状況調査結果の概要	… 19
2. 鶏肉需給等の動向			5. 家畜排せつ物たい肥の利用に関する意識・意向調査結果	… 20
(1) 需給 (消費、需要、供給、輸入等)	…	5	V 家畜衛生の動向	
(2) 価格	…	7	1. 鶏の伝染性疾病の発生状況等	… 21
(3) 流通	…	8	2. 高病原性鳥インフルエンザ対策	… 22
3. 国際動向			3. 海外の高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う我が国の措置	… 24
(1) 関税制度	…	9	4. サルモネラ対策	… 25
(2) E P A ・ F T A	…	10	5. 家畜伝染病予防法に基づく特定家畜伝染病防疫指針の作成	… 26
(3) 輸出	…	11	6. 家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定	… 27
II 生産及び経営をめぐる情勢			7. 畜産農家におけるポジティブリスト制度への対応のポイント	… 28
1. 経営の動向				
(1) 生産額	…	12		
(2) 生産構造	…	13		
2. 養鶏経営における担い手確保について	…	15		
III 飼 料				
1. 飼料の需給	…	16		
2. 「飼料自給率向上特別プロジェクト」について	…	17		
3. エコフィード (食品残さの飼料化) の推進	…	18		

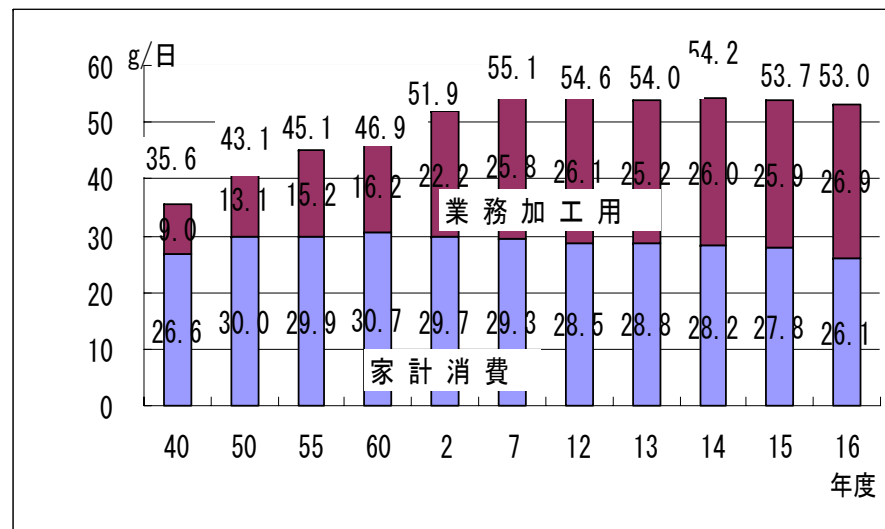
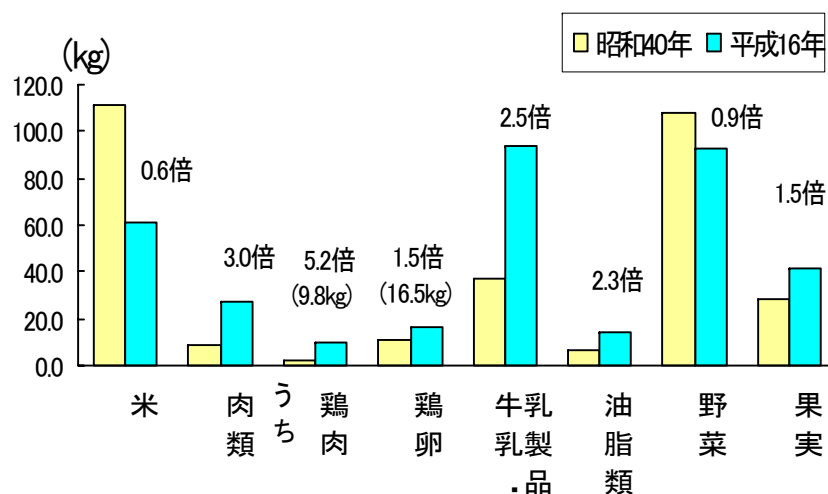
## I 需給と流通をめぐる情勢

### 1. 鶏卵需給等の動向

#### (1) 需給（消費、需要、供給、輸入等）

- ・ 畜産物については、多様化する国民食生活の中で消費量が大幅に増大。
- ・ 鶏卵の需要は、これまで食生活の高度化、多様化に対応して着実に増加してきたものの、近年はほぼ横ばいで推移。

食料消費の変化（国民1人・1年当たり供給純食料） 1人1日当たり鶏卵消費量

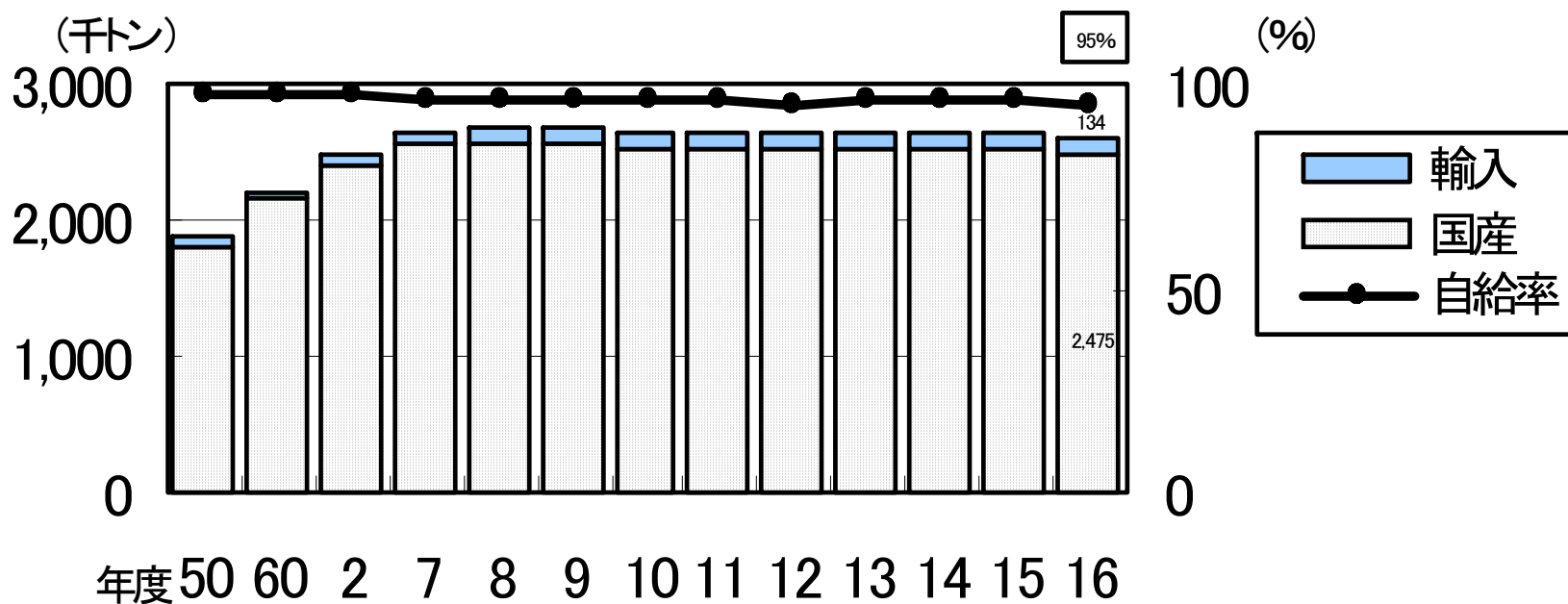


資料：農林水産省「食料需給表」  
 (参考) 鶏卵1個(Mサイズ) = 58~64g

資料：総務省「家計調査」、農林水産省「食料需給表」

- ・ 鶏卵の国内生産量はほぼ需要を満たす水準で推移（鶏卵の重量ベース自給率：95%、カロリーベース自給率：10%（平成16年））。
- ・ 輸入は、国内需要の影響により増減を繰り返しているが、全需要量の4～5%の範囲内で推移。

鶏卵の種類別供給量と自給率



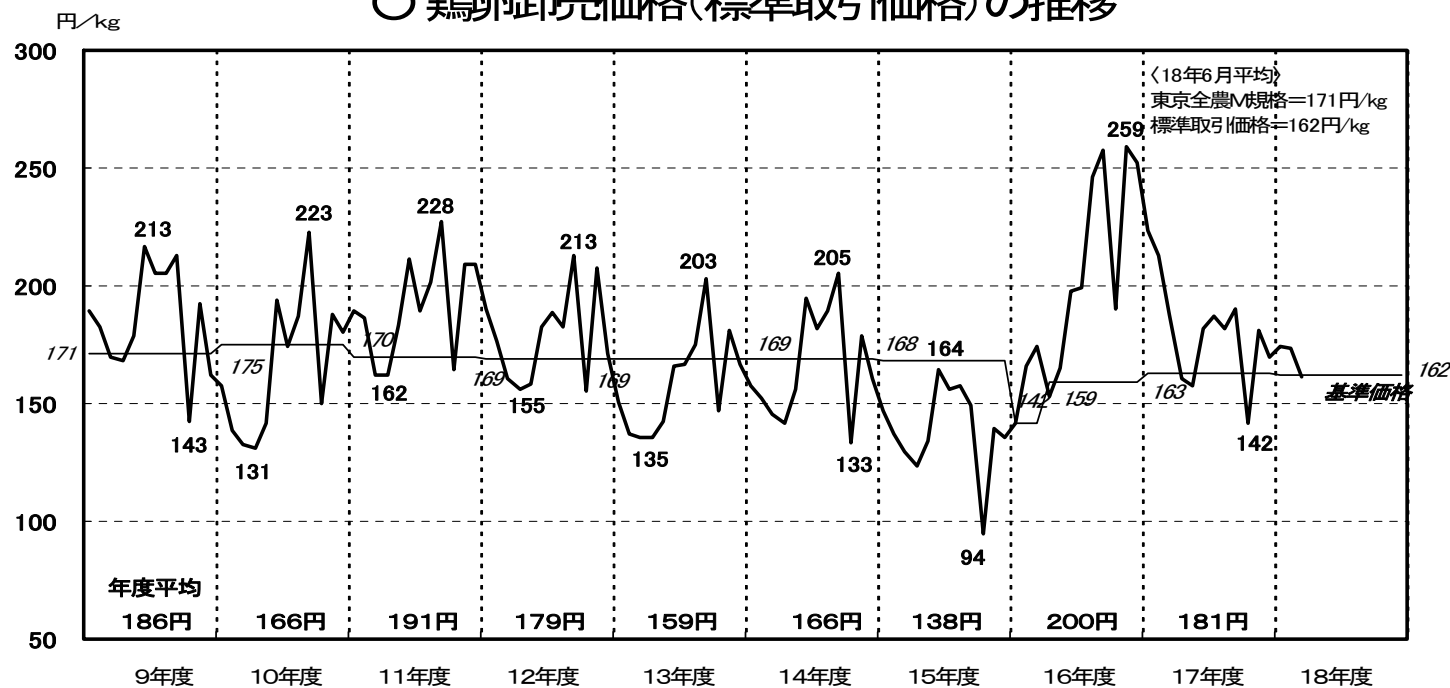
資料: 農林水産省「食料需給表」、「畜産物流通統計」、財務省「日本貿易統計」

注: 16年度の自給率は概算値である。

## (2) 価格

- ・卸売価格は、鶏卵の自給率が95%と高く、需要も概ね安定的に推移していることから、わずかな生産量の変動が大幅な価格変動につながりやすい傾向にあり、季節的な変動のほか5～6年を周期とするエッグサイクルが存在。
- ・12年5月以降は、需要が低迷していること等から低水準で推移していたが、16年度以降は回復傾向。

### ○ 鶏卵卸売価格(標準取引価格)の推移

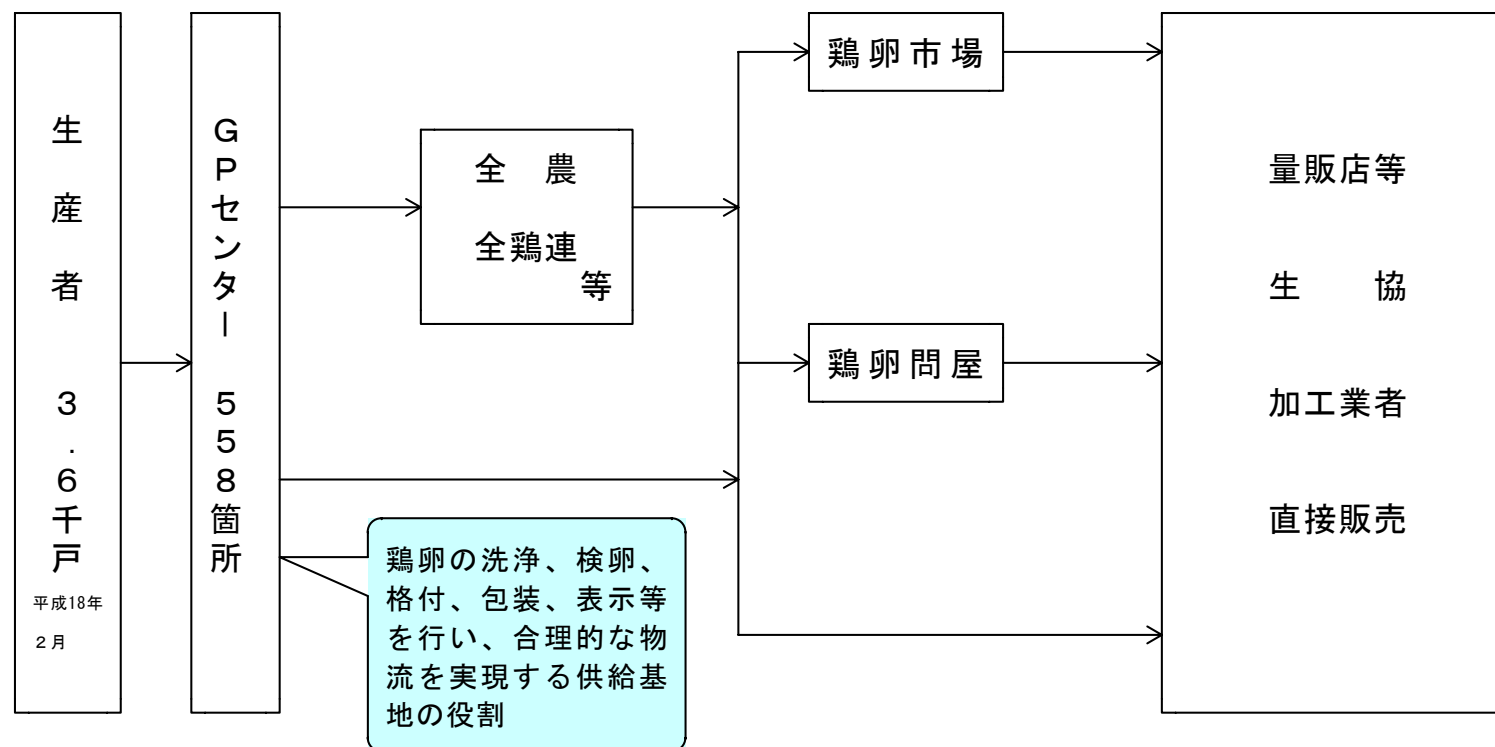


資料: 全国鶏卵卸売価格安定基金調べ

### (3) 流通

- ・ 国産鶏卵を合理的な価格で安定的に供給していくためには、農家段階の生産コストのみならず、流通の各段階での合理化を図るとともに、需要者ニーズに対応した流通体制の整備を推進することが重要。

生産量約246万トン(平成16年度)



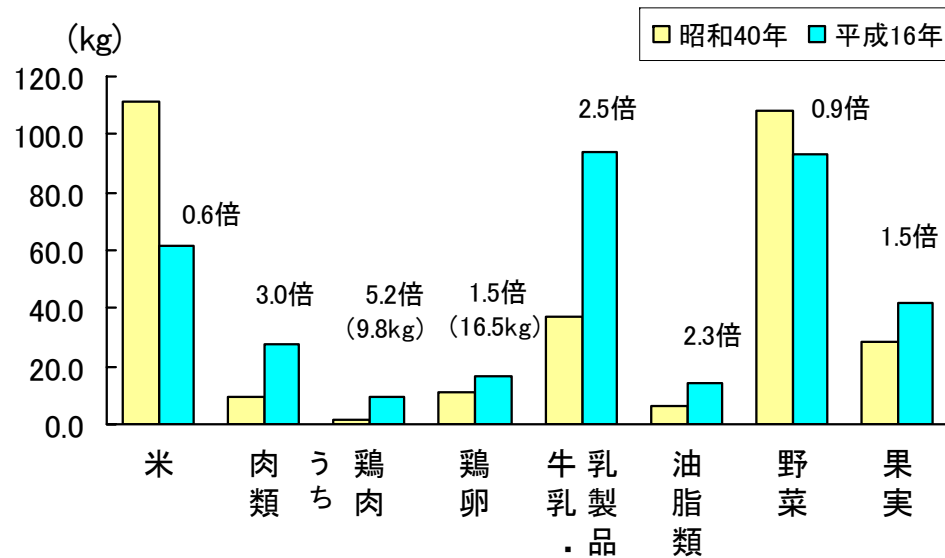
注) GPセンターは2万卵/時以上の能力を有する施設の数。((社)日本卵業協会調べ)  
業界聞き取りによると全農の出荷量シェアは全生産量の3割程度、  
全国鶏卵販売農業協同組合連合会は同4割程度である。

## 2 鶏肉需給等の動向

### (1) 需給(消費、需要、供給、輸入等)

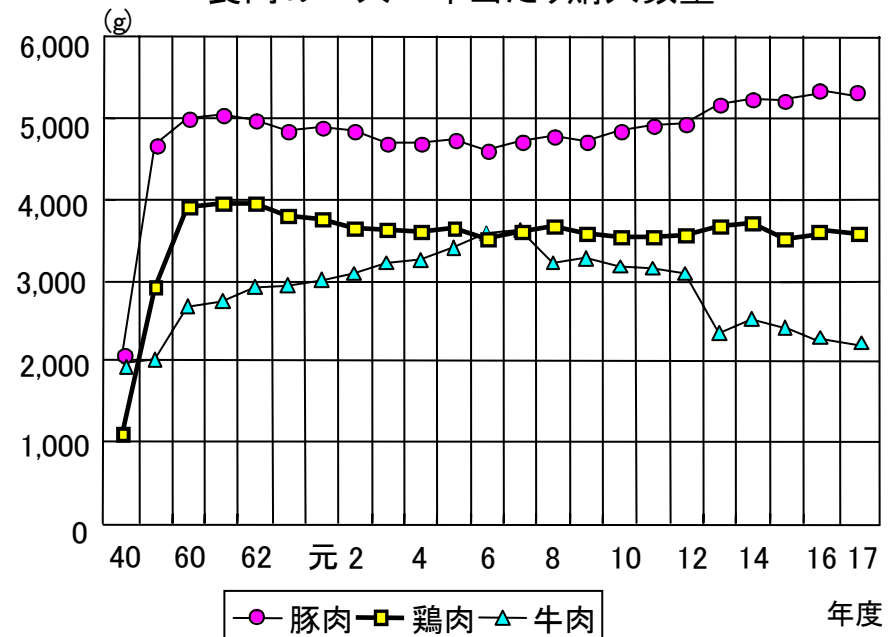
- ・畜産物については、多様化する国民食生活の中で消費量が大幅に増大。
- ・鶏肉については、食肉の中で豚肉に次いで消費量が多く、重要なタンパク源として位置づけ。

食料消費の変化(国民1人・1年当たり供給純食料)



資料:農林水産省「食料需給表」

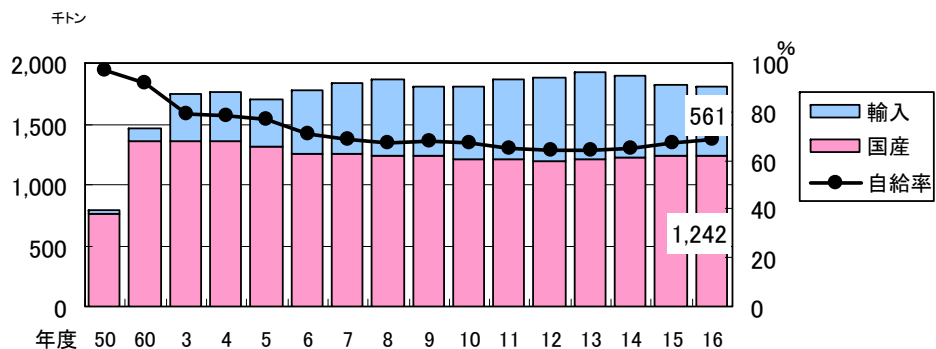
食肉の一人一年当たり購入数量



資料:総務省「家計調査年報」

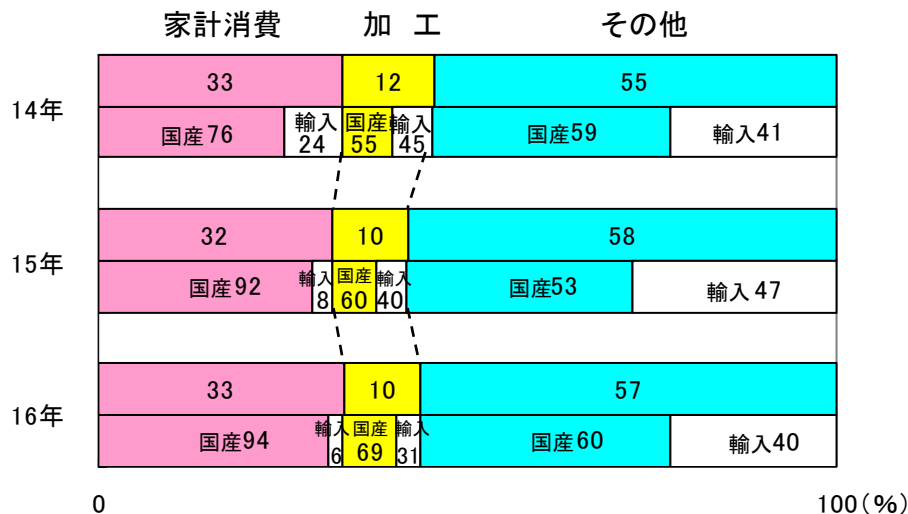
- ・ 鶏肉輸入量は、消費量が安定的に推移する中で、増加傾向で推移。その結果、鶏肉の自給率は低下傾向で推移。（鶏肉の重量ベース自給率：69%、カロリーベース自給率：7%（平成16年））
- ・ 16年1月以降、タイ、中国での鳥インフルエンザ発生により、両国からの鶏肉輸入が一時停止。このため、ブラジル産鶏肉の輸入量が大幅に増加するとともに、タイ、中国については、我が国が指定した加工施設で加熱処理された鶏肉調製品の輸入が可能となったことから、両国からの鶏肉調製品の輸入量が大幅に増加。
- ・ 国産鶏肉は家計消費の仕向割合が高く、輸入鶏肉は加工及びその他の仕向割合が高い。

### 鶏肉の種類別供給量と自給率



資料：農林水産省「食料需給表」

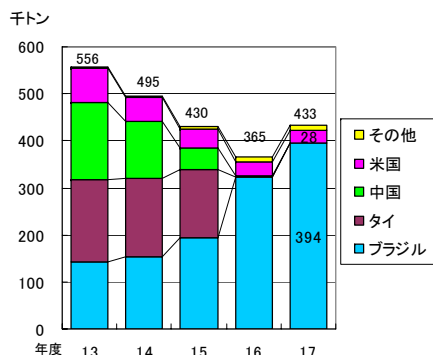
### 鶏肉の用途別供給割合



資料：生産局畜産部推計

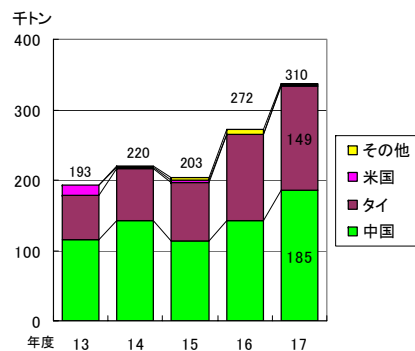
注：国産・輸入の数値は、各用途における割合である。

### 鶏肉輸入量の推移



資料：財務省「貿易統計」

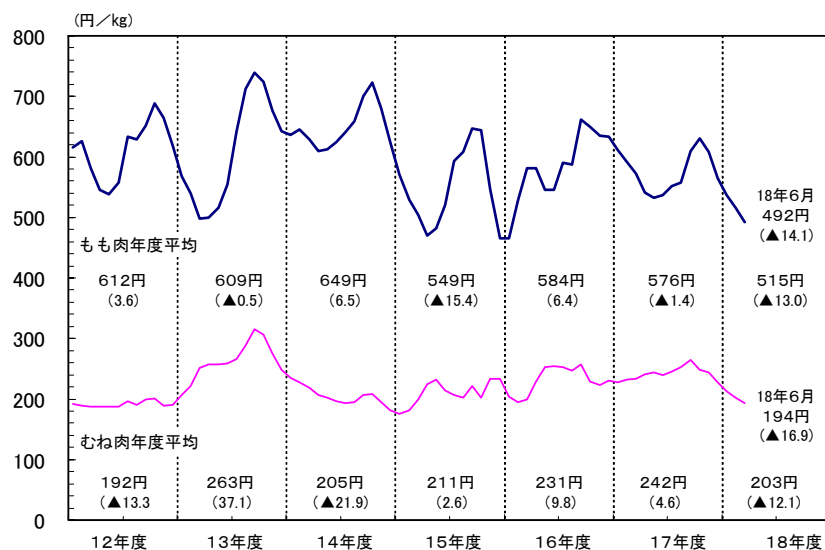
### 鶏肉調製品輸入量の推移



## (2) 価格

- ・ 鶏肉の卸売価格は、季節により大きな変動を示しているが、過去5ヶ年間の平均価格は、もも肉で593円、むね肉で230円。
- ・ 13年度は、我が国でのBSE発生により、10月以降牛肉の代替需要から価格は上昇。
- ・ 15年度に入り、牛肉の代替需要が落ち着いたことから低下傾向で推移、国内外での高病原性鳥インフルエンザ発生（16年1月）以降さらに低水準で推移していたが、16年4月以降回復傾向。
- ・ 17年度に入り、国内生産量及び輸入量が増加傾向にあることから対前年度を下回って推移。
- ・ 国産鶏肉の小売価格は、近年120～130円程度で安定して推移。

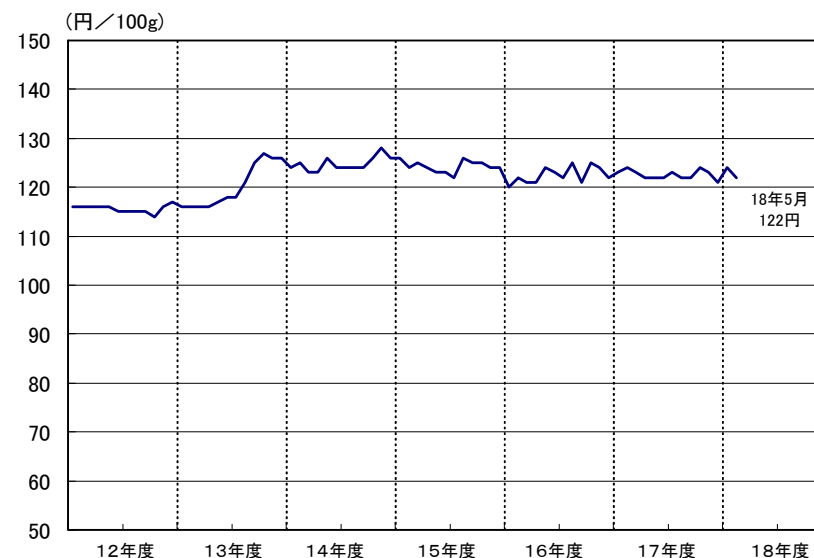
鶏肉卸売価格の推移(東京加重平均)



資料:「日本経済新聞」

注 : ( )内は対前年度騰落率(18年度は、対前年同期比(4～6月))

鶏肉(もも肉)の小売価格の動向

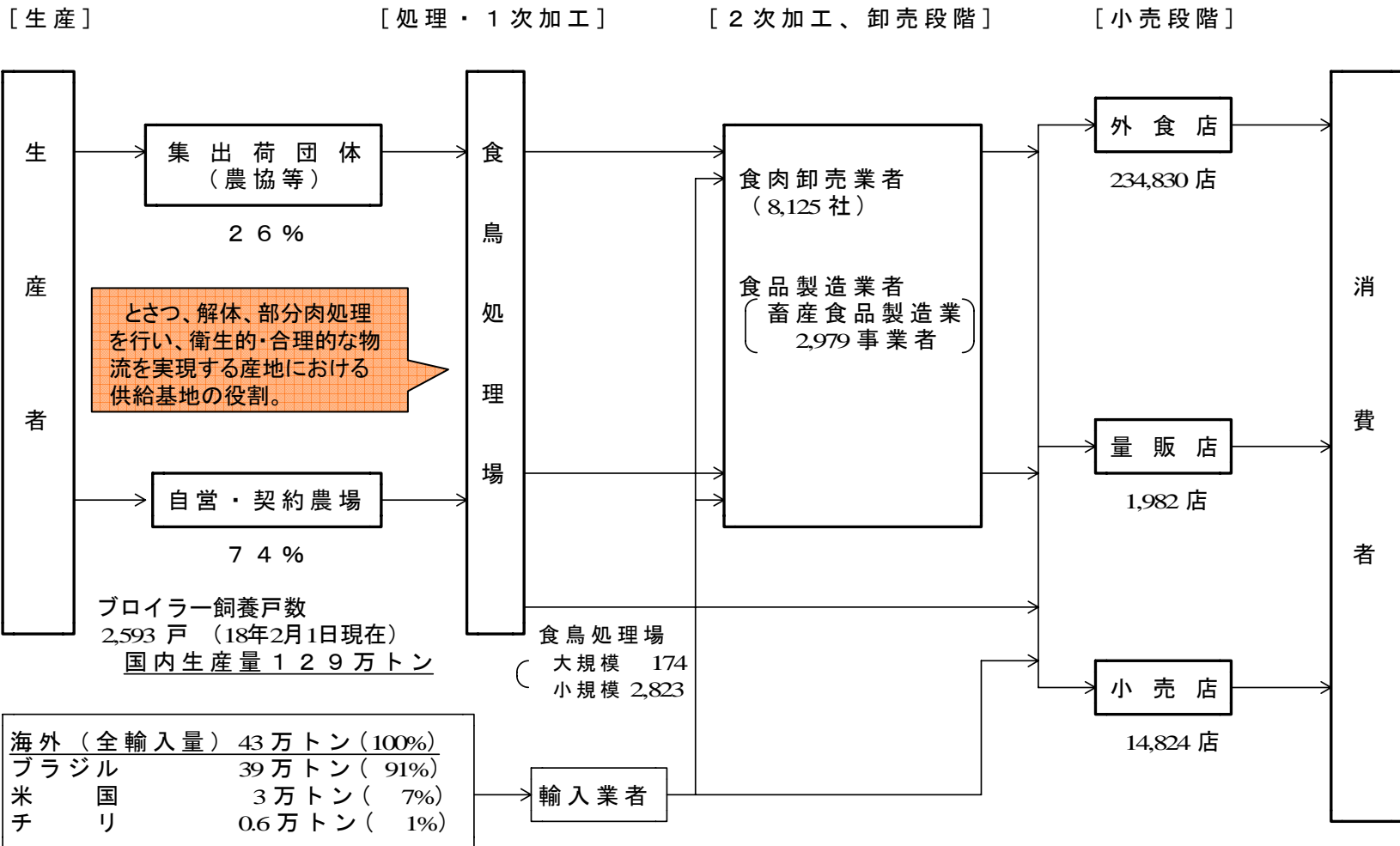


資料:総務省「小売物価統計調査」

### (3) 流通

- ・ UR合意に基づく関税率の引下げ等を背景として、鶏肉輸入量が増加する中で、国産鶏肉を合理的な価格で安定的に供給していくためには、農家段階の生産コストのみならず、鶏肉処理・流通の各段階での合理化と衛生的な処理の推進を図るとともに、需要者ニーズに対応した国産鶏肉の流通体制の整備を推進することが重要。

#### 鶏肉の流通経路



(17年度)

資料: 日本貿易統計、平成16年商業統計、平成16年事業所・企業統計(速報値)、平成17年食鳥流通統計調査、平成16年度厚生労働省とちく・食鳥検査等に関する実態調査、農林水産省畜産部推計、(社)日本食鳥協会調べ

### 3 国際動向

#### (1) 関税制度

- ・ 鶏肉については、昭和55年度以降、累次の引き下げを実施。
- ・ 骨付きのももは8.5%、その他のものは11.9%を課税。

#### 鶏肉の関税制度

骨付きのもも：東京ラウンドのステージングにより昭和55年度から62年度までに段階的な引き下げを実施。さらに、ガット・ウルグアイラウンド農業交渉合意に基づき平成12年度までに税率を8.5%に引下げ。

その他のもの：総合経済対策により昭和59年度に18%に引き下げ、61年度にはアクションプログラムにより14%に引き下げ、更に、元年には日・アセアン首脳会議を受け丸と体を除き12%に引き下げた。また、ガット・ウルグアイラウンド農業交渉合意に基づき平成12年度までにそれぞれ11.9%に引下げ。

現在、WTO農業交渉において市場アクセス等の合意に向けた議論が行われている。

また、チリ等とEPA締結に向けた議論が行われている。

○鶏肉関税率の推移

(単位：%)

区分	骨付きのもも	その他のもの	
昭和 37年4月		10.0	
39年4月		20.0	
55年1月	17.5		
57年4月	13.8		
59年4月		18.0	
60年1月	12.5		
4月	11.3		
61年4月		14.0	
62年1月	10.0		
平成 元年4月		(丸鶏) 14.0	(その他) 12.0
7年4月	9.8	13.7	12.0
8年4月	9.5	13.3	12.0
9年4月	9.3	13.0	12.0
10年4月	9.0	12.6	12.0
11年4月	8.8	12.3	12.0
12年4月	8.5	11.9	11.9
備考	・57~62年度は東京ラウンド <sup>*</sup> によるステージング <sup>*</sup> による引下げ ・61年度はアクションプログラムによる引き下げ ・平成元年4月より「その他のもの」の「その他」について14%から12%に引下げ ・平成7年度からはガット・ウルグアイラウンドのステージングによる引下げ		

## (2) EPA・FTA

- ・ メキシコについては、17年4月より経済連携協定（EPA）が発効。鶏肉については特惠輸入枠を設定。
- ・ マレーシアについては、18年7月よりEPAが発効。鶏肉は除外扱い。
- ・ タイについては、鶏肉は関税率の削減、フィリピンについては特惠輸入枠の設定で大筋合意。
- ・ インドネシア、ASEAN、韓国、チリとは政府間交渉中。

### わが国のEPA・FTAをめぐる状況

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
シンガポール		★発効（11月）			
メキシコ				★発効（4月）	
マレーシア			交渉（1月～）	○大筋合意（5月）	☆署名（12月）
タイ			交渉（2月～）		○大筋合意（9月）
フィリピン			交渉（2月～）	○大筋合意（11月）	
インドネシア				交渉（7月～）	
ASEAN全体				交渉（4月～）	
韓国			交渉（12月～）		
チリ					交渉（2月～）
GCC諸国（注1）					準備会合（5月～）
ベトナム					共同検討会合（2月～）
ブルネイ					準備協議（2月～）
インド					共同研究会（7月～）
スイス					政府間共同研究（10月～）
豪州（注2）					政府間共同研究（11月～）

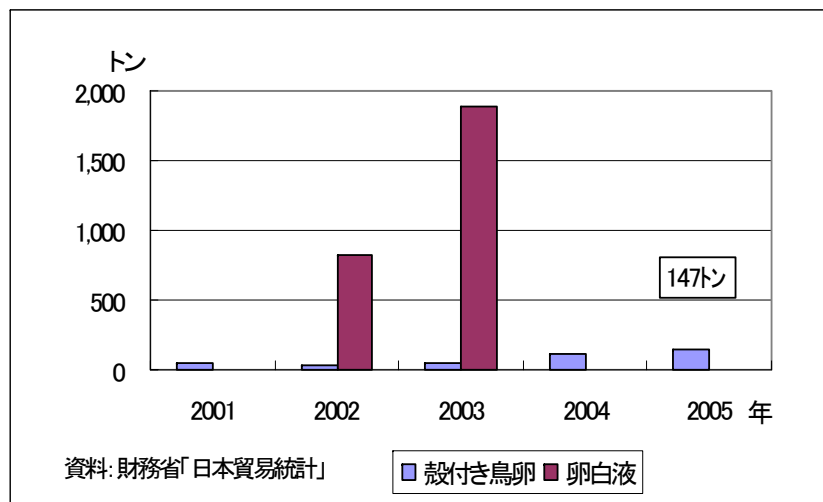
（注1）GCC諸国（湾岸協力理事会）：サウジアラビア、アラブ首長国連邦、カタール、バーレーン、オマーン、クウェート

（注2）共同研究では、農業のような非常に難しい問題があるとの両国首脳間の共通認識を踏まえ、FTAのメリット・デメリットを含め、様々な方策を幅広く検討。

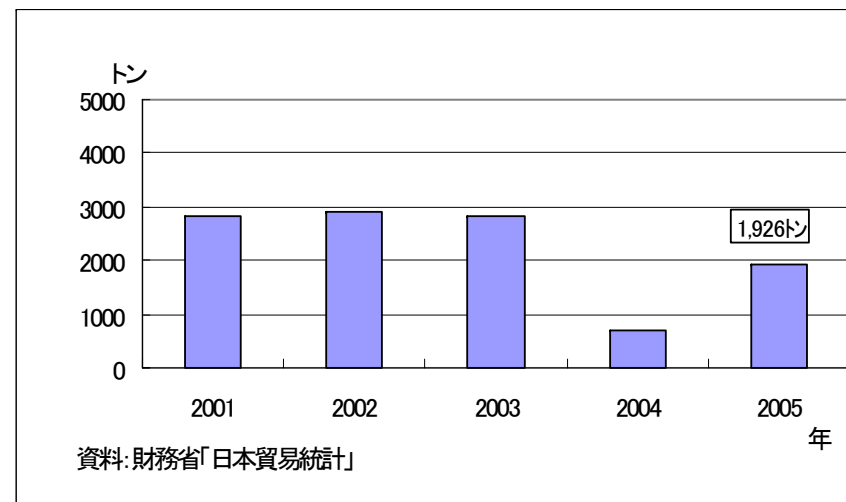
### (3) 輸 出

- ・ 殻付き鳥卵については、在香港等邦人による生食需要に応えるため、当該国へ生鮮卵を輸出。
  - ・ 卵白液については、中国の大手食品加工会社の需要のため、中国への輸出が一時的に増加。
  - ・ 鶏肉については、近年香港等における食材として、我が国ではほとんど需要のないもみじを輸出。  
2004年は我が国における鳥インフルエンザの発生により減少したが、2005年は回復傾向。
- ※もみじ：鶏足（足根）部分から脚鱗を湯漬後、脱羽機により除去したもの。

○卵の輸出量の推移



○鶏肉の輸出量の推移

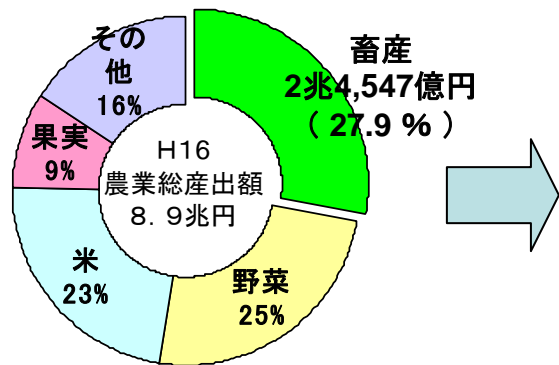


## Ⅱ 生産及び経営をめぐる情勢

### 1. 経営の動向

#### (1) 生産額

- ・我が国養鶏は、農業総産出額の 1/4 以上を占める畜産のうち、25%のシェア。
- ・産出額は鹿児島県が最も多く、産出額の上位5つの県で全国の産出額の約4割を占める。



#### 畜産の内訳

肉用牛	18.1%
生乳	28.0%
豚	21.7%
鶏	25.2% (6,180億円)
うち 鶏卵	3,716億円
プロイラ	2,464億円
その他	7.1%

#### ○ 産出額の多い都道府県

都道府県	産出額(億円)	全国に占める割合
鹿児島県	741	10.4%
岩手県	615	8.6%
宮崎県	596	8.3%
茨城県	348	4.9%
青森県	308	4.3%
計	2,608	36.5%

資料：農林水産省「平成16年農業総産出額(全国推計値)」

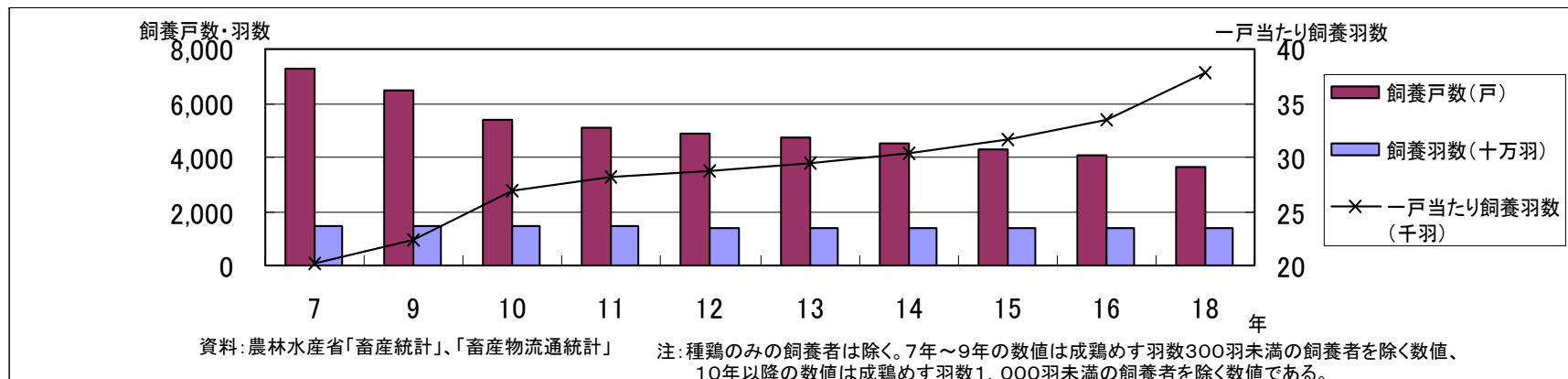
資料：農林水産省「平成16年農業総産出額(市町村別推計値)」

## 2)生産構造

### ①飼養戸数、飼養羽数の推移

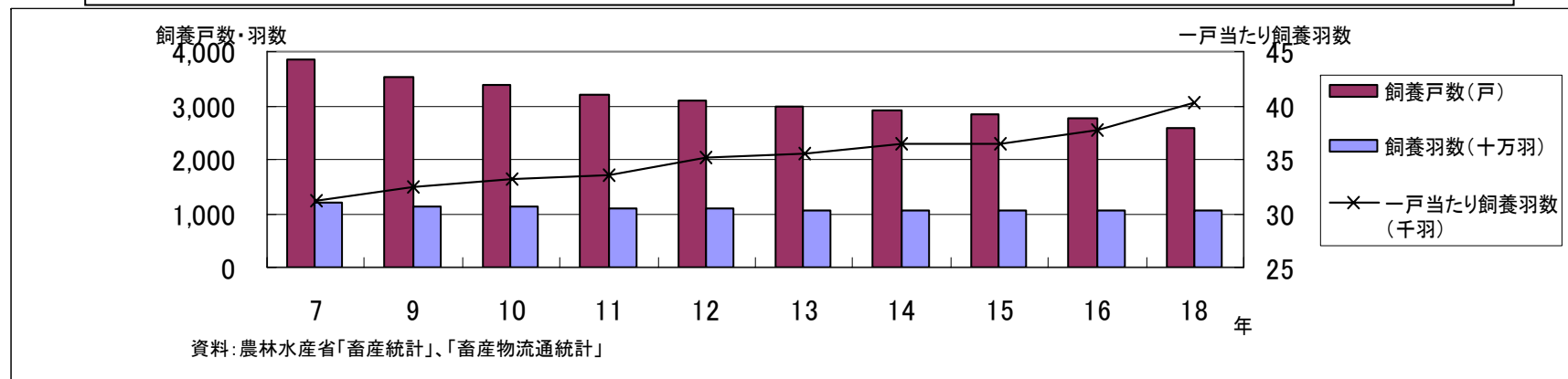
#### ア 採卵鶏

- ・飼養戸数は小規模飼養者層を中心に、近年は年率4～6%程度の割合で減少。
- ・飼養羽数は11年以降減少傾向にある。
- ・一戸当たり飼養羽数は、増加傾向で推移。



#### イ ブロイラー

- ・飼養戸数は小規模飼養者層を中心に、近年は年率2～3%程度の割合で減少。
- ・飼養羽数は減少傾向で推移している。
- ・一戸当たり飼養羽数は、増加傾向で推移。

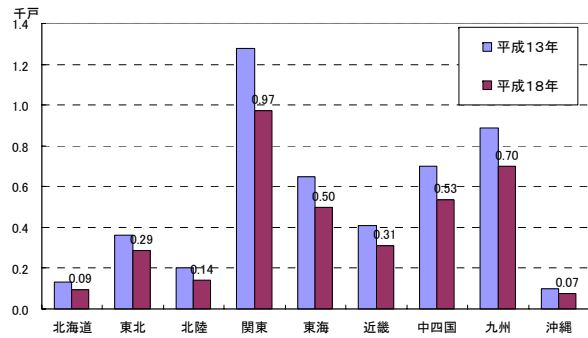


## ②地域別飼養動向

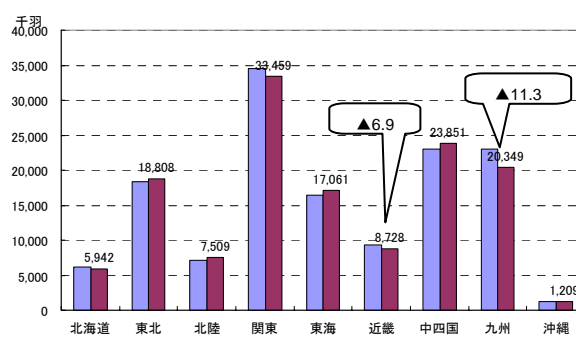
### ア 採卵鶏

- ・飼養戸数は、全ての地域で減少。
- ・飼養羽数は、東北、北陸、東海、中四国、沖縄を除き減少傾向で推移しており、近畿、九州では高い減少率。
- ・一戸当たり飼養羽数は、全ての地域で増加傾向。

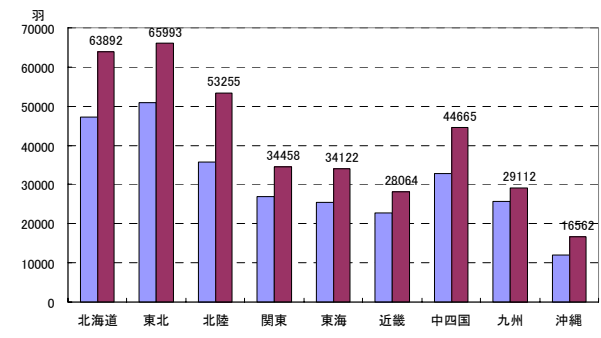
(ア) 地域別飼養戸数の推移



(イ) 地域別飼養羽数の推移



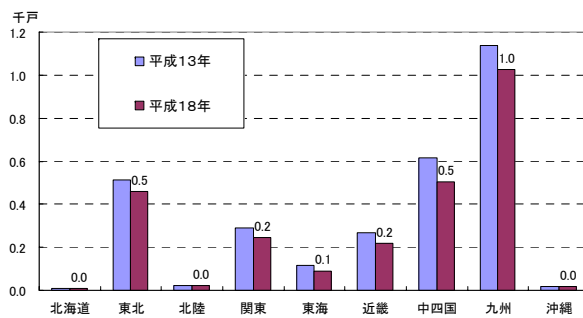
(ウ) 地域別1戸当たり飼養羽数の推移



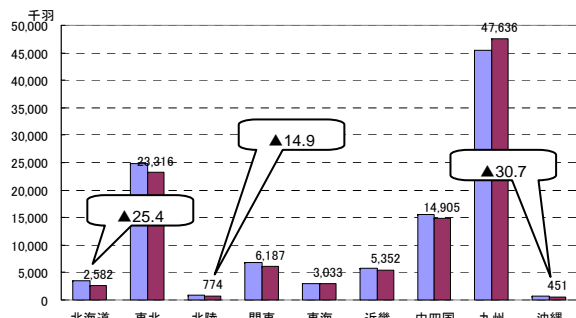
### イ ブロイラー

- ・飼養戸数は、沖縄を除き減少。
- ・飼養羽数は、東海、九州を除き減少傾向で推移しており、北海道、北陸、沖縄では高い減少率。
- ・一戸当たり飼養羽数は、北海道、北陸、沖縄を除き増加傾向で推移しており、沖縄で高い減少率。

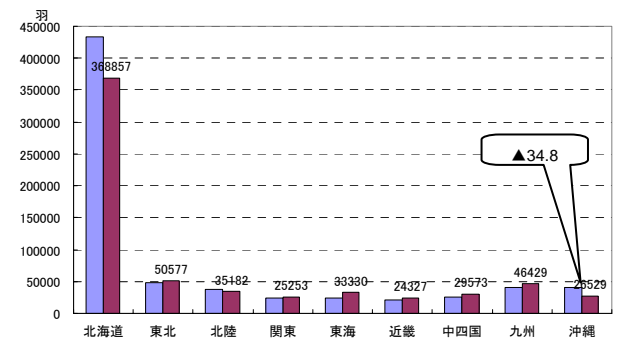
(ア) 地域別飼養戸数の推移



(イ) 地域別飼養羽数の推移



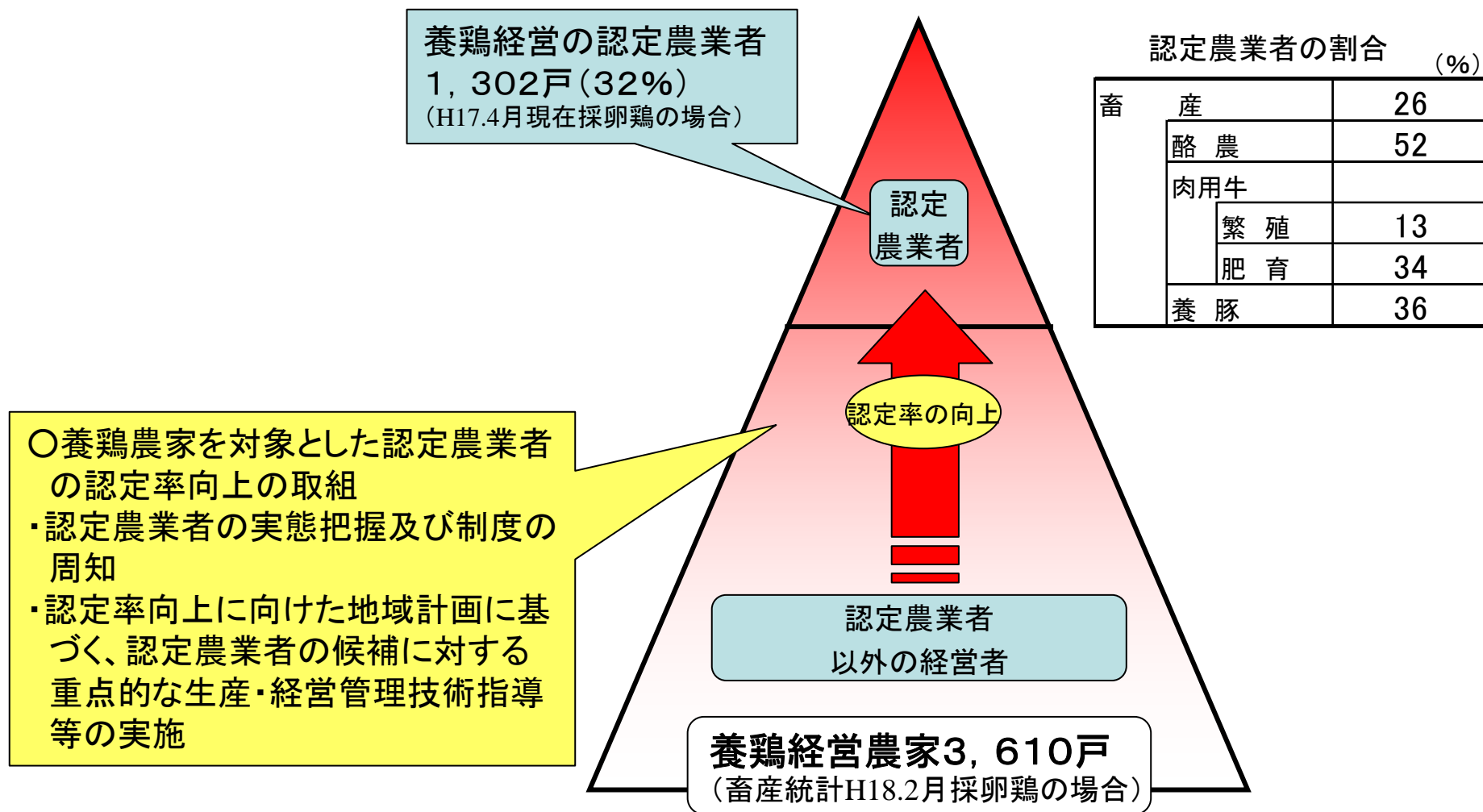
(ウ) 地域別1戸当たり飼養羽数の推移



資料：農林水産省「畜産統計」

## 2. 養鶏経営における担い手確保について

・養鶏については、他の農業部門と比して相当程度構造改革が進んでおり、認定農業者の認定率は32%（採卵鶏）と、他作目と比べ高い状況であるが、今後ともその向上に向けての取組を推進する必要がある。

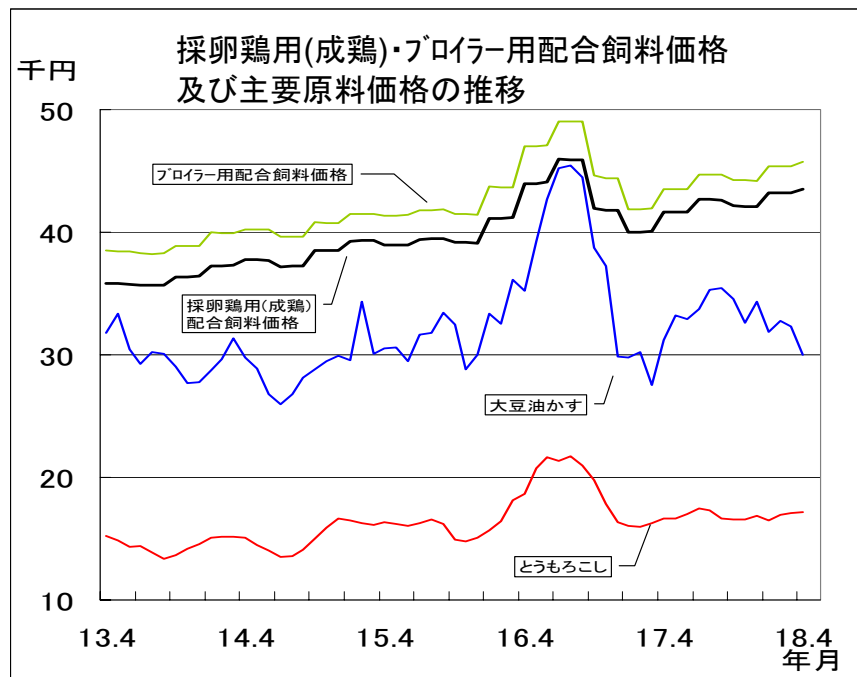


- 養鶏農家を対象とした認定農業者の認定率向上の取組
- ・認定農業者の実態把握及び制度の周知
  - ・認定率向上に向けた地域計画に基づく、認定農業者の候補に対する重点的な生産・経営管理技術指導等の実施

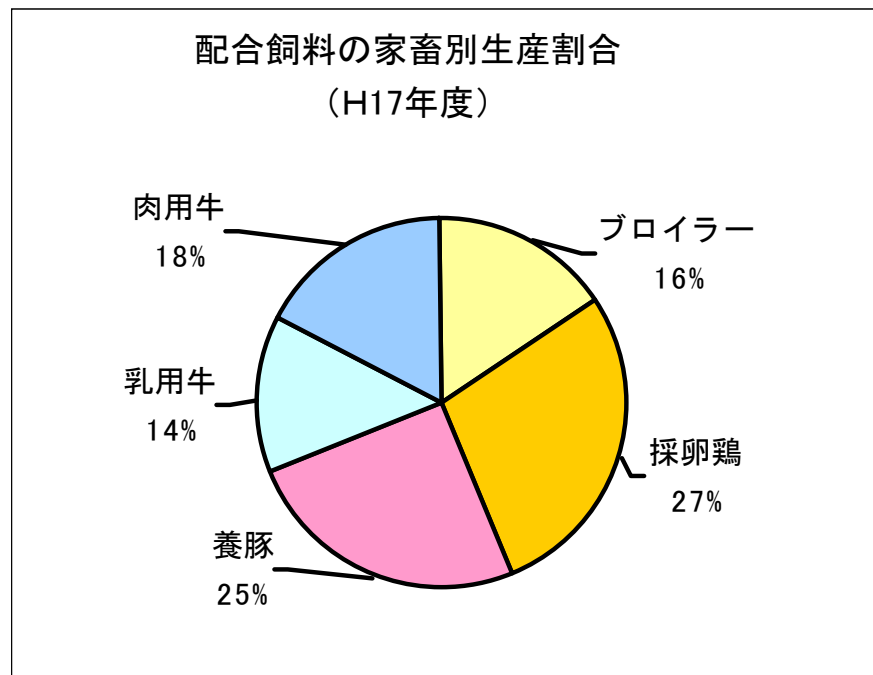
### Ⅲ 飼料

#### 1 飼料の需給

- ・ 平成17年度における配合飼料の全生産量は2,355万トンであり、そのうち採卵鶏用は649万トンで28%を、ブロイラー用は372万トンで16%を占めている。
- ・ 配合飼料価格については、輸入穀物に依存しているため、穀物相場等の影響を受ける。このため、採卵鶏(成鶏用)配合飼料価格は、18年4月には43千円/トン(工場建値:対前年同月比で4.5%上昇)、ブロイラー用配合飼料価格は46千円/トン(工場建値:対前年同月比で5.1%上昇)となっている。
- ・ 一定の輸入数量に限って関税が無税となる関税割当制度における単体飼料用丸粒とうもろこしの利用量は約23万トンであり、そのうち養鶏用の利用量は全体の13%を占めている。
- ・ 配合飼料価格の急激な変動が養鶏経営に及ぼす影響を緩和するために、配合飼料価格安定制度が措置されており、18年は、為替が円安傾向で推移したこと等を反映して2期連続(1~3月、4~6月)で通常補てんが発動している。



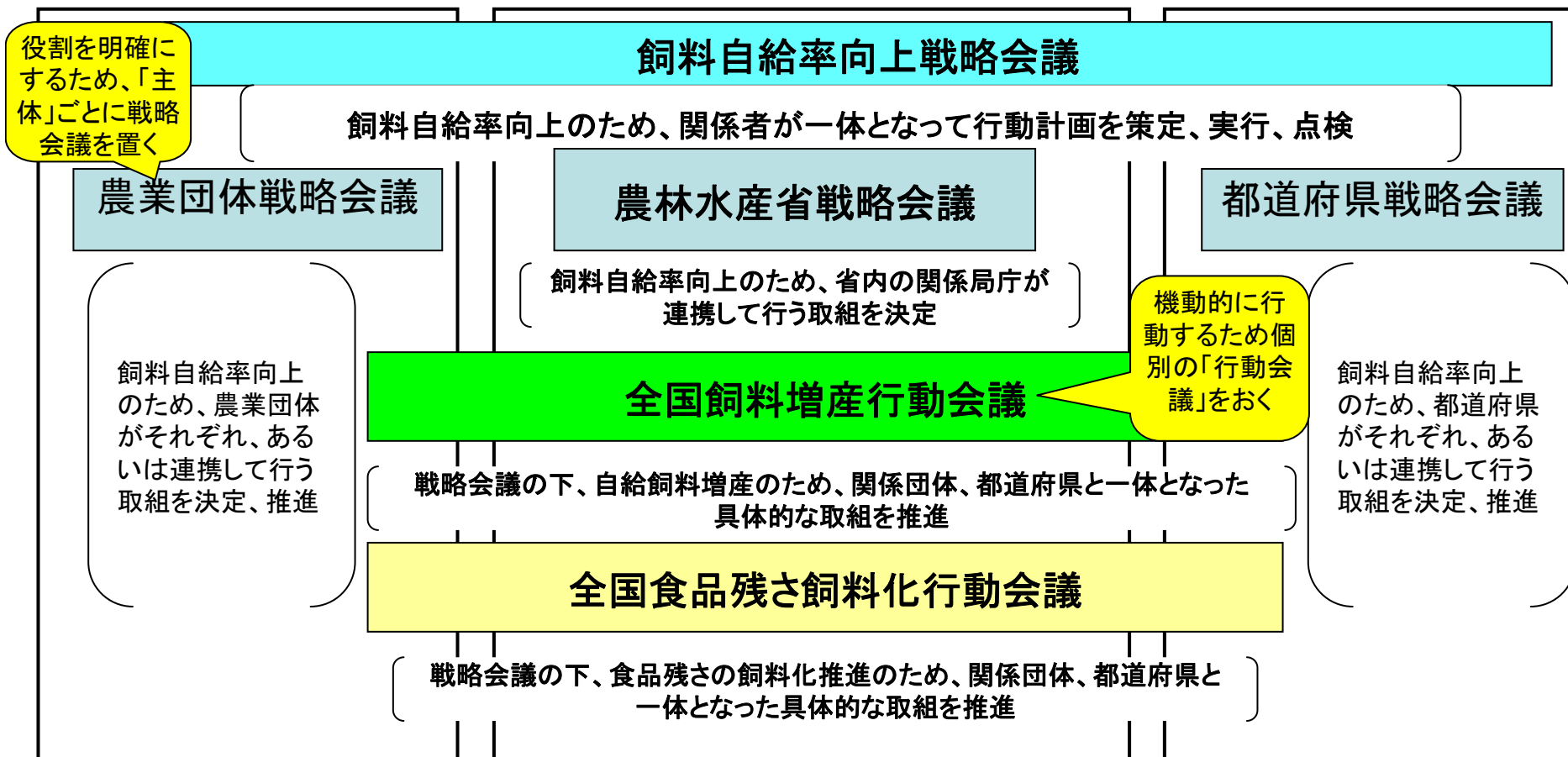
資料:農林水産省「飼料月報」



資料:農林水産省「飼料月報」

## 2 「飼料自給率向上特別プロジェクト」について

- ・ 食料・農業・農村基本計画における飼料自給率目標達成のため、国、都道府県、農業者・農業団体、食品産業事業者、飼料関係団体等が、有識者の助言を得つつ、適切な役割分担の下、一体となって、「飼料自給率向上に向けた平成18年度行動計画（以下「行動計画」）を策定。
- ・ 「行動計画」の機動的な実行を確保するため、「戦略会議」の下に、自給飼料増産、食品残さの飼料化それぞれの目的に応じて、関係者が一体となって専門的見地からの具体的取組を推進する「行動会議」を定期的開催。
- ・ 「全国飼料増産行動会議」及び「全国食品残さ飼料化行動会議」を5月19日に開催し、それぞれの18年度行動計画を策定。



### 3 エコフィード(食品残さの飼料化)の推進

- 飼料自給率の向上、飼料費の低減を図るため「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(いわゆる食品リサイクル法(平成13年5月施行))に則し、食品残さの飼料化を推進することが必要。
- 食品残さの飼料化を推進するためには、安全性の確保、品質・供給の安定性の確保等の課題があり、これらに対応した取組を推進することが必要。

食品廃棄物の飼料化の状況(H16年度)

	食品廃棄物等の年間発生量(万トン)	再利用率(%)	飼料化
			(%)
食品製造業	490	78	27
食品卸売・小売業	336	36	13
外食産業	310	25	5
計	1136	51	17

(農林水産省統計部:「平成17年食品循環資源の再生利用等実態調査結果」)

食品製造業からの副産物のうち、米ぬか、ビートパルプ等、大量に安定供給されるものについては飼料利用が進んでいる

食品廃棄物等の再利用率は、増加(H13年度は36%)の傾向を示しているものの、未だその過半が、焼却・埋却されている

#### 課題

- ・ 食品残さの飼料化の全国的な取組を展開
- ・ 安全性、品質の安定性を確保
- ・ 食品残さの需給の安定性の確保
- ・ 食品残さの飼料化技術の開発・普及

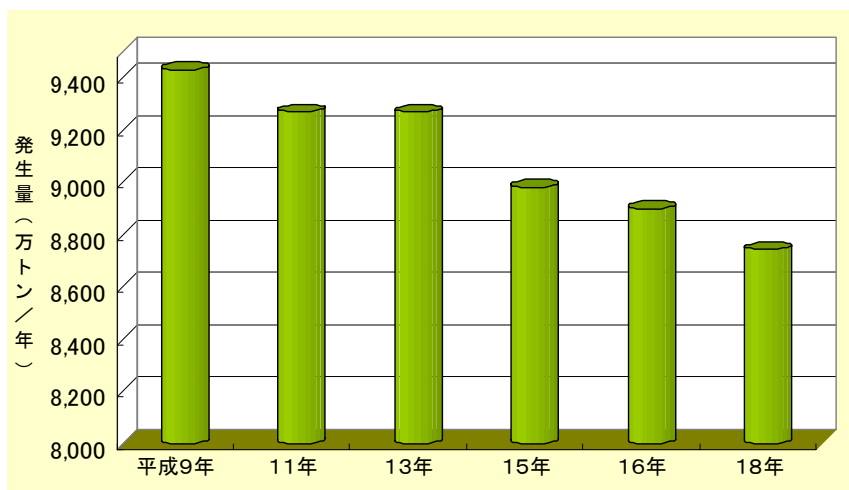
#### 対応方向

- ・ 「食品残さ飼料化(エコフィード)行動会議」等を設置し、食品産業、農業団体、消費者等が参画した全国的取組を展開。
- ・ 安全性確保ガイドラインの作成。  
・ 栄養特性評価手法の確立。  
・ エコフィード認証制度の構築。
- ・ 食品残さの供給サイド、利用サイド双方の情報ネットワークの構築。
- ・ 食品残さの飼料化の優良事例情報や飼料化マニュアルの普及。  
・ 指導者(アドバイザー)を育成。  
・ モデル的な飼料化施設整備を推進。

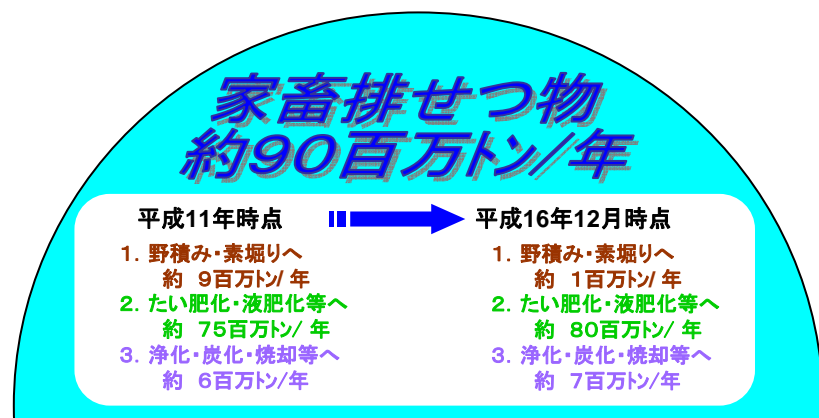
## IV 養鶏経営における環境問題

- ・平成18年の家畜排せつ物発生量は8,741万トンと推計され、このうち約15%が養鶏からの発生とみられる。
- ・17年12月1日時点で、家畜排せつ物法の管理基準適用農家約61,300戸のうち99.9%が管理基準に対応済み。

### 1 家畜排せつ物発生量の推移



### 2 家畜排せつ物の処理・利用の現状

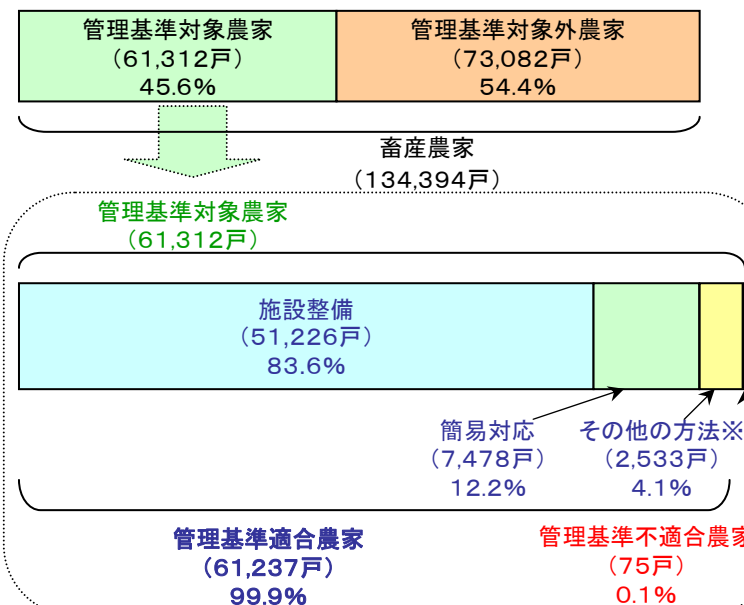


### 3 畜種別に見た家畜排せつ物発生量 (単位: 万トン)

畜種	発生量
乳用牛	2,689
肉用牛	2,546
豚	2,227
採卵鶏	784
ブロイラー	495
合計	約8,741

注: 平成18年 畜産統計から推計

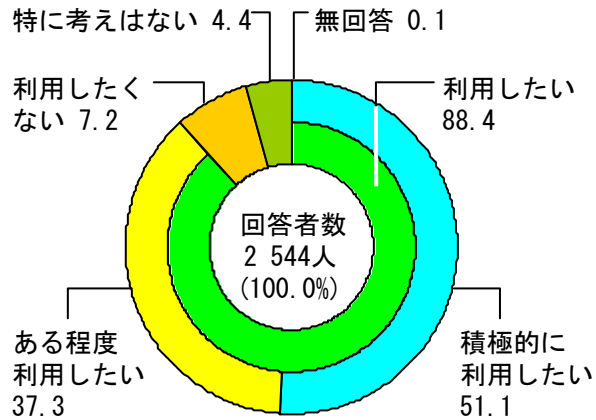
### 4 法施行状況調査 (17年12月1日時点) 結果の概要



※「その他の方法」には、畜舎からほ場への直接散布、周年放牧、廃棄物処理としての委託処分、下水道利用等が含まれる。

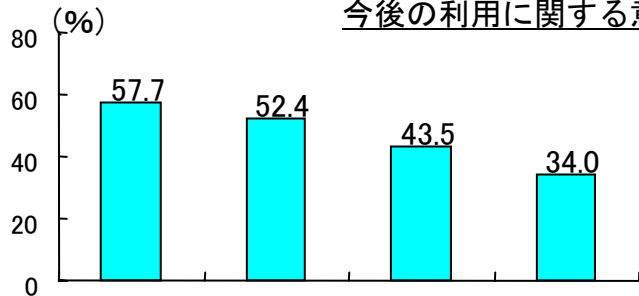
- ・家畜排せつ物の利活用促進がこれまで以上に重要となる中、農業者の9割は家畜排せつ物たい肥を「利用したい」と回答。
- ・今後、自治体やJA等を中心とした耕畜連携等による利活用の一層の推進が必要。
- ・バイオマスの環づくり交付金等の従来からの施策に加え、17年度から、農業者団体等が行うたい肥利活用のためのモデル的な取り組みについて支援。

5 家畜排せつ物たい肥の利用に関する意識・意向調査結果（17年1月農林水産省調査）



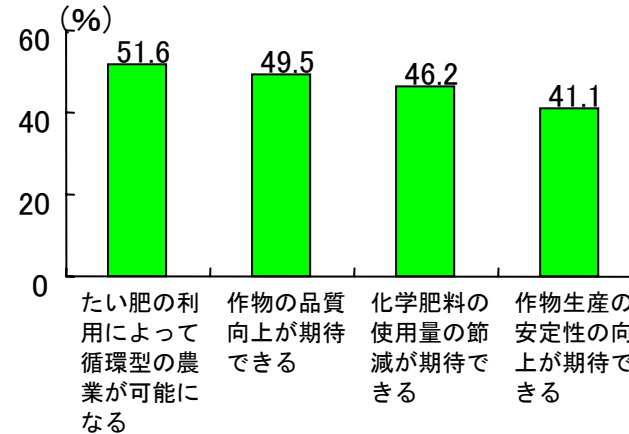
家畜排せつ物たい肥の

今後の利用に関する意向

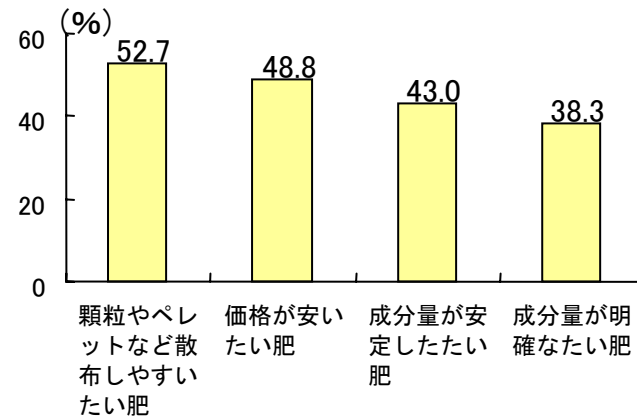


家畜排せつ物たい肥を有効利用するための

地域の取組とは（複数回答）



利用したい理由とは（複数回答）



今後利用が進む家畜排せつ物

たい肥とは（複数回答）

## V 家畜衛生の動向

### 1. 鶏の伝染性疾病の発生状況等

#### ① 最近の鶏の伝染性疾病の発生状況

(件数)

伝染性疾病の種類		10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
伝家 染畜 病	高病原性鳥インフルエンザ	0	0	0	0	0	0	5	10	1
	ニューカッスル病	1	8	5	9	6	0	1	2	2
	家きんサルモネラ感染症	0	0	1	2	5	0	0	0	0
届 出 伝 染 病	サルモネラ症	0	1	1	0	0	2	4	2	0
	鳥インフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鶏痘	7	4	9	1	6	15	10	14	2
	マレック病	242	385	230	119	89	85	62	52	20
	伝染性気管支炎	6	11	11	3	4	9	24	8	5
	伝染性喉頭気管炎	1	2	4	1	2	0	8	3	1
	伝染性ファブリキウス嚢病	10	4	6	4	5	6	3	8	0
	鶏白血病	31	8	24	20	7	10	17	12	4
	鶏結核病	0	0	0	0	0	1	1	0	0
鶏マイコプラズマ病	2	1	2	1	0	0	4	2	2	
ロイコチトゾーン病	8	15	9	4	6	12	6	14	0	

※：家畜伝染病予防法の届出による

18年は3月までの累計

## 2. 高病原性鳥インフルエンザ対策

### (1) 平成16年の発生と対応

- 平成16年1月12日に山口県において、我が国では79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、その後、大分県及び京都府でも発生を確認。
- 平成16年11月18日、特定家畜伝染病防疫指針を公表。
- 発生が確認された場合には、本病のまん延を防止するため、家畜伝染病予防法及び特定家畜伝染病防疫指針に基づき、  
①発生農場におけるすべての飼養鶏の殺処分及び汚染物品の埋却、②発生農場の周辺地域を対象とした移動制限等を実施。

#### 【高病原性鳥インフルエンザへの対応について】



#### 1 経緯

- 平成15年9月 海外で本病の発生がみられる中、防疫体制を強化するため「高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」を制定。  
 ・発生時の防疫対応  
 ・本病のサーベイランスの方法 等
- 平成15年12月 韓国で本病が発生したことを踏まえて、防疫対応の徹底を養鶏業者に対し指導するよう都道府県に再度通知。
- 平成16年1月12日 山口県において79年ぶりに高病原性鳥インフルエンザが発生。  
 ・発生農場：採卵鶏農場（飼養羽数：34,640羽）  
 ・防疫マニュアルに基づき発生農場における全ての飼養鶏の殺処分、汚染物品の埋却、発生農場の周辺地域を対象とした移動制限等のまん延防止措置を実施。
- 2月19日午前0時 移動制限区域内の清浄性が確認されたことから移動制限を解除。
- 平成16年2月17日 大分県において発生（第2例目）。  
 ・飼養状況14羽（チャボ13羽、あひる1羽）  
 ・汚染物品の埋却、発生農場の周辺地域を対象とした移動制限等のまん延防止措置を実施。
- 3月11日午前0時 移動制限区域内の清浄性が確認されたことから移動制限を解除。
- 平成16年2月27日 京都府において発生（第3例目）。  
 ・発生農場：採卵鶏農場（飼養羽数：225,325羽）  
 ・養鶏業者の通報がなく、また、鶏が大量死した後も出荷を続けた結果、出荷先の食鳥処理場で他の鶏に感染するなど影響が拡大。  
 ・発生農場における全ての飼養鶏の殺処分、汚染物品の埋却、発生農場の周辺地域を対象とした移動制限等のまん延防止措置を実施。

3月5日 第3例目の発生農場から北東へ4km離れた農場で発生（第4例目）。  
 ・発生農場：ブライ農場 飼養羽数：14,996羽）  
 ・発生農場における全ての飼養鶏の殺処分、汚染物品の埋却等のまん延防止措置を実施

4月13日午前0時 移動制限区域内の清浄性が確認されたことから移動制限を解除。

#### 2 政府の取組等

- 平成16年  
 3月2日 国内における本病の発生に関して、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、「鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」を設置。
- 3月16日 鳥インフルエンザ対策に関する関係閣僚による会合により、まん延防止対策の徹底等を内容とする「鳥インフルエンザ緊急総合対策」を取りまとめ。
- 3月29日 農林水産省に「高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム」を設置。
- 4月～ 「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案」が5月26日に可決・成立。6月2日に公布・施行。  
 ① 疾病発生時の届出義務違反に関するペナルティの強化  
 ② 移動制限命令に協力した畜産農家に対する助成の制度化 等
- 6月30日 高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム報告書取りまとめ。
- 11月18日 特定家畜伝染病防疫指針を公表。
- 12月13日 鶏の処分方法等に関する防疫技術検討会報告書取りまとめ。
- 12月16日 家畜防疫互助基金の対象に高病原性鳥インフルエンザを追加。
- 平成17年  
 1月13日 鶏の処分方法に関する実証展示を実施。

また、平成16年9月以降、リスクコミュニケーションや生産者、流通・小売業者との意見交換会を実施。

## (2) 平成17年度の発生と対応

- ・ 平成17年6月以降茨城県を中心に、高病原性鳥インフルエンザ(弱毒タイプ)の発生を確認(これまでに41例、約578万羽)。
- ・ 発生が確認された場合には、本病のまん延を防止するため、家畜伝染病予防法及び特定家畜伝染病防疫指針に基づき、発生農場飼養鶏の殺処分、周辺地域を対象とした移動制限等を実施。
- ・ 弱毒タイプによる感染であることを踏まえ、家畜防疫上のリスクを高めない範囲内での合理的な措置として、一定の条件を満たす農場を対象に農場監視プログラムを適用。
- ・ 平成18年4月までに、すべての感染鶏(患畜、疑似患畜)、抗体陽性鶏の殺処分を終了。
- ・ 平成17年10月、原因究明チームの中間とりまとめを公表。その後の発生も含め、引き続き調査実施中。

### 【高病原性鳥インフルエンザへの対応について】

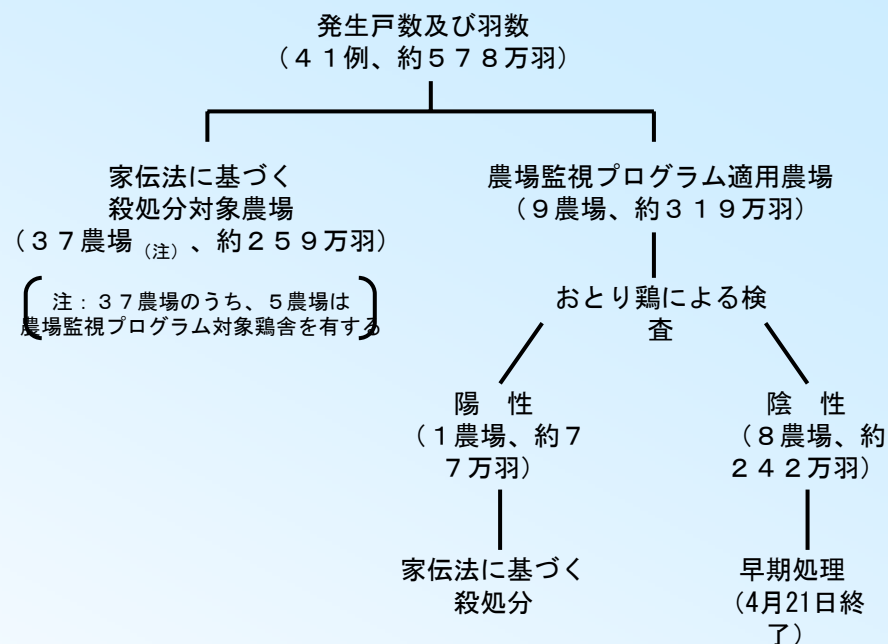
#### 発生の経緯と概要

- 1 17年6月以降、茨城県を中心に弱毒タイプ(H5N2亜型)の高病原性鳥インフルエンザの発生を確認。防疫措置として、発生農場の飼養鶏の殺処分、周辺農場の移動制限等を実施。
- 2 家畜防疫上のリスクを高めない範囲内での合理的な措置を実施(ウインドレス鶏舎等であって鶏舎ごとの厳格な飼養管理が実施されるウイルス分離陰性鶏舎にあっては農場監視プログラムを適用)。
- 3 17年10月、原因究明チームの中間とりまとめを公表(侵入経路として、未承認ワクチン等により人為的に持ち込まれた可能性が否定できないこと等が指摘)。引き続き調査実施中。
- 4 同年9月中旬までに茨城県下の全採卵鶏農場の検査を行い、この間31例目までを確認。これらの防疫措置として、発生農場の飼養鶏の殺処分(10月13日終了)、周辺農場の移動制限等を実施。
- 5 その後、移動制限区域内農場の清浄性確認検査等の段階で、12月25日まで10例の発生があったが、その後新たな発生はなく、その過半は不適切な採材等の要因によるもの。18年2月3日午前0時、茨城県下の最後の移動制限区域を解除。
 

32例目以降の発生農場に関する疫学的調査を実施中、過去に不適切な採材が行われていた事例が発覚。一部の農場については、家畜保健衛生所による検査の妨害等(家畜伝染病予防法違反)の疑いで茨城県が告発。現在、茨城県警が捜査を実施中(18年2月27日愛鶏園元役員を逮捕、3月20日起訴)。
- 6 17年11月以降、茨城県下において「農場監視プログラム」の監視下にある鶏舎からウイルスが確認されたことを受け、「農場監視プログラム」適用農場について、「おとり鶏」による検査の実施を決定。
- 7 これを受け、同年12月の農林水産省高病原性鳥インフルエンザ対策本部決定事項に基づき、おとり鶏に感染が確認された1農場(約7万羽)については、その全ての鶏を殺処分(18年2月21日終了)。また、その他の農場の抗体陽性鶏についても、自主的な早期処理を進めることとし、すべての4月21日に処理が終了。
- 8 弱毒タイプの発生に関する防疫指針の改訂について専門家による検討を実施。あわせて、鳥インフルエンザワクチンの使用の考え方等について生産者団体等と意見交換を実施。

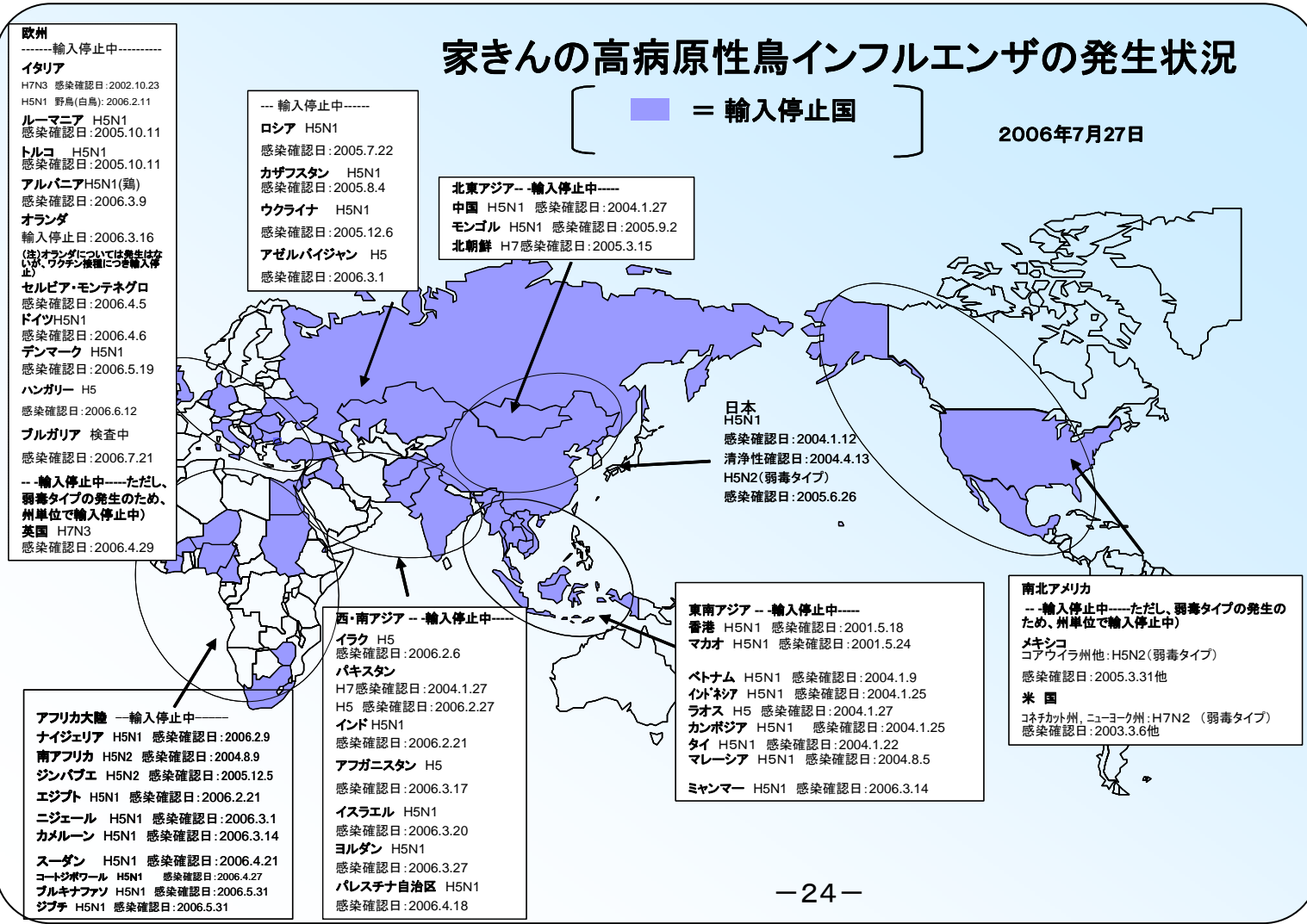


### 高病原性鳥インフルエンザ処理状況



### 3. 海外の高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う我が国の措置

- ・ 海外からの鳥インフルエンザの侵入を防止するため、あらかじめ輸出国との間で、家きん、家きん肉等の輸入のための条件を取り決め、発生時には家きん、家きん肉等の輸入を停止。
- ・ 平成16年2月からは、ペットも含めすべての鳥類について発生国からの輸入を停止。  
(平成17年9月1日からは、感染症予防法に基づく輸入届出制度が開始され、発生国からの家きん以外の鳥類についても厚生労働省が輸入を禁止。)
- ・ 平成17年11月には厚生労働省が中心となって新型インフルエンザ対策行動計画を策定。農水省としても、水際検疫措置の強化、サーベイランスの強化等、家きんにおける防疫措置の強化を実施。
- ・ アジア諸国を対象に、家きんにおける本病のまん延を防ぐためOIE、FAOを通じ、アジアを中心に防疫対策を支援。



#### 新型インフルエンザ対策行動計画の概要

○迅速かつ確実な対策を講じるため、パンデミックが起こる前からパンデミックがピークを迎えるまでを状況に応じて6つの段階に分類し、それぞれの段階について実施すべき具体的な対策を記載。

○具体的な対策の内容は、  
①計画と連携、②サーベイランス、③予防・封じ込め、④医療、⑤情報提供の5分野に分類。

#### アジア地域への支援の概要

○アジアにおける食品安全・動植物検疫関連支援事業のうち動物衛生対策の概要

- ・平成17年度予算額 146百万円の内数
- ・事業内容 各国の獣医行政、通報体制、防疫対策強化の支援

○アジアにおける高病原性鳥インフルエンザ拡大防止緊急総合対策の概要

- ・平成17年度予算額 1,979百万円
- ・事業内容 地域レベルでの防疫戦略の整備、農家の緊急サーベイランスの実施、殺処分に必要な機材等の供与等

#### 4. サルモネラ対策

##### 鶏卵衛生管理体制整備(生産現場段階)

鶏卵のサルモネラ汚染の低減と衛生的な鶏卵の生産体制を推進するための「鶏卵のサルモネラ総合対策指針」を普及・定着。

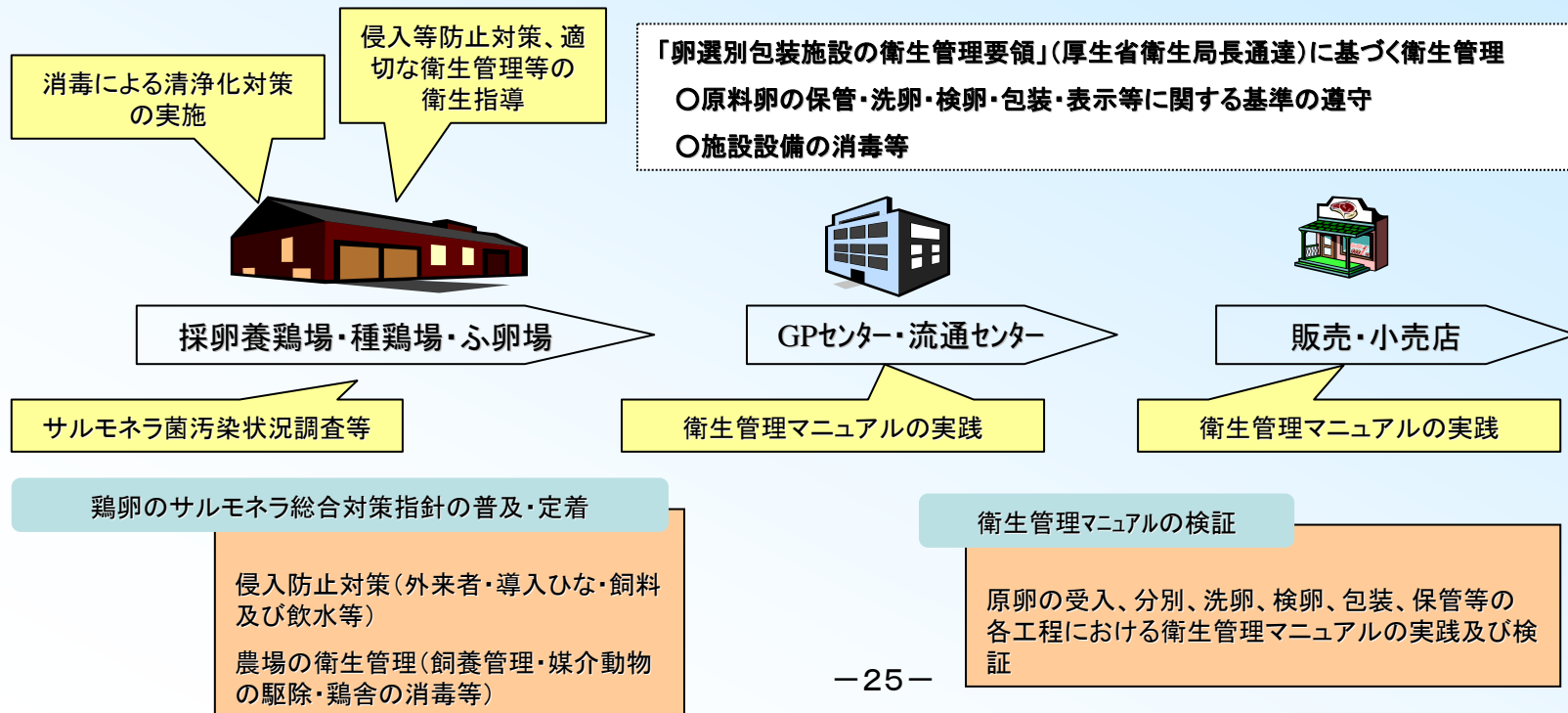
##### 鶏卵等衛生流通推進指導(流通・販売段階)

GPセンター、流通、販売段階において衛生管理マニュアルに基づき総合的な衛生対策を実施。

サルモネラ属菌による食中毒患者数の推移

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
全食中毒患者数(A)	25,862	27,629	29,341	28,175	27,019
サルモネラ属菌による食中毒患者数(B)	4,949	5,833	6,517	3,788	3,700
全食中毒患者に占める割合(B/A)	19.1%	21.1%	22.2%	13.4%	13.7%

厚労省食中毒統計調査による

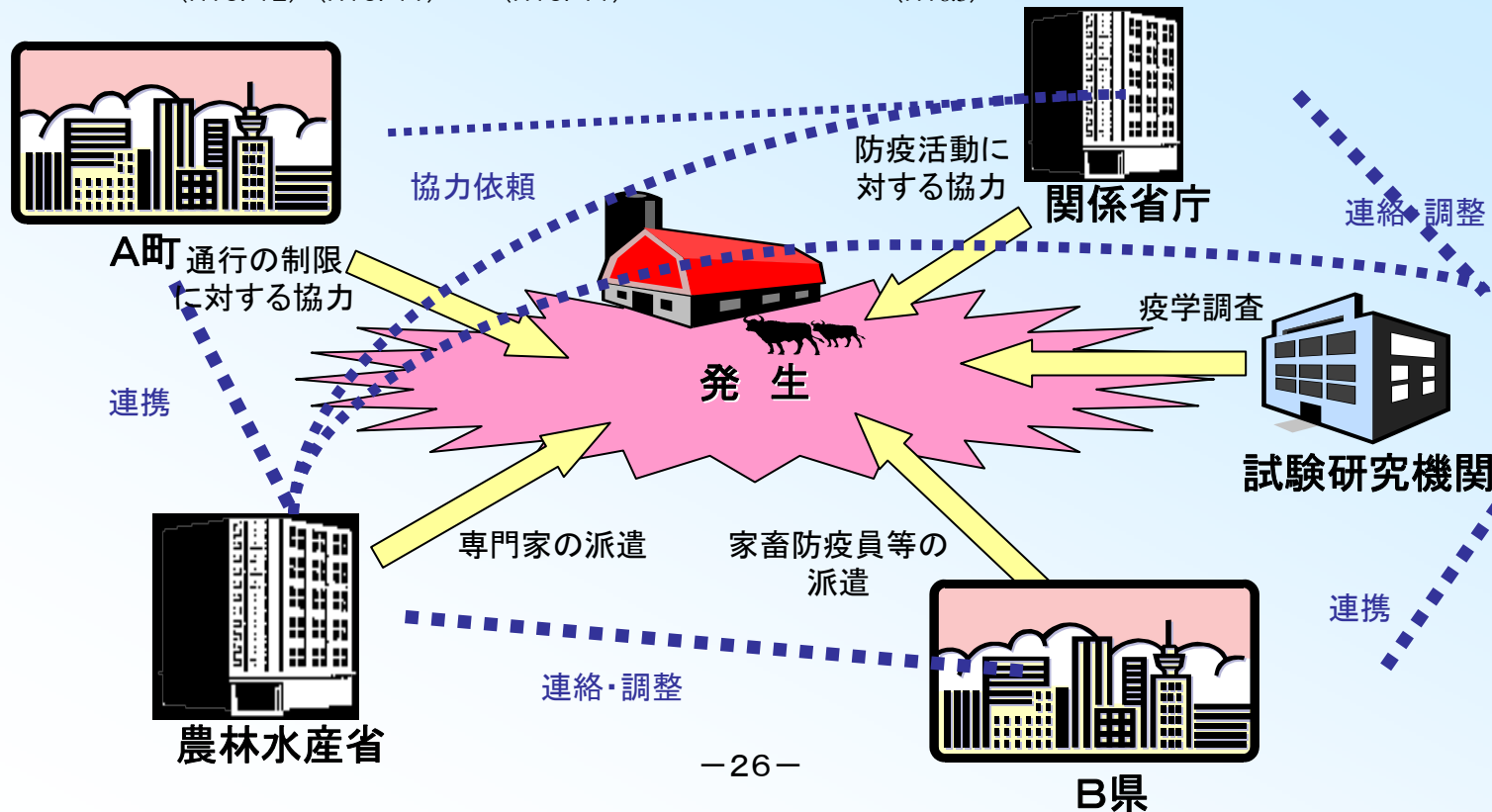


## 5. 家畜伝染病予防法に基づく特定家畜伝染病防疫指針の作成

- 平成13年のBSEの発生では、国内初の発生であったことから、具体的対策の知見がなく、また、発生を想定した緊急対応マニュアルもなかったため、初動対応が不十分となり、不必要に混乱を招いたことが指摘。
- 平成15年に家畜伝染病予防法が改正され、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要のある家畜伝染病に関して、国、地方公共団体、関係機関等が連携して取り組む家畜伝染病の発生及びまん延防止等の措置を講ずるための指針(特定家畜伝染病防疫指針)を作成。

### 特定家畜伝染病防疫指針

口蹄疫、BSE、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラの4疾病について作成  
(H16.12) (H16.11) (H16.11) (H18.3)



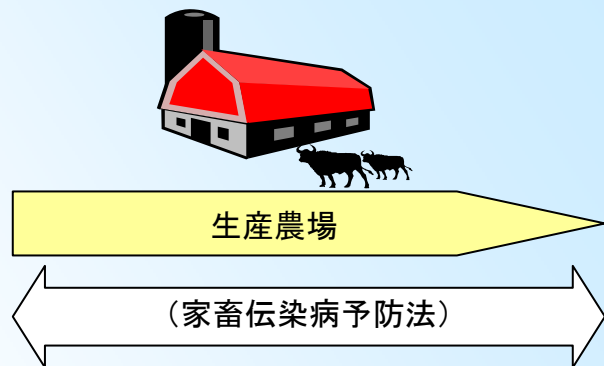
## 6. 家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定

・ 食品の安全性を確保する観点から、家畜の生産段階から消費の段階に至るまでの各段階で、総合的に病原微生物等のリスクによる影響を抑制することが求められている。

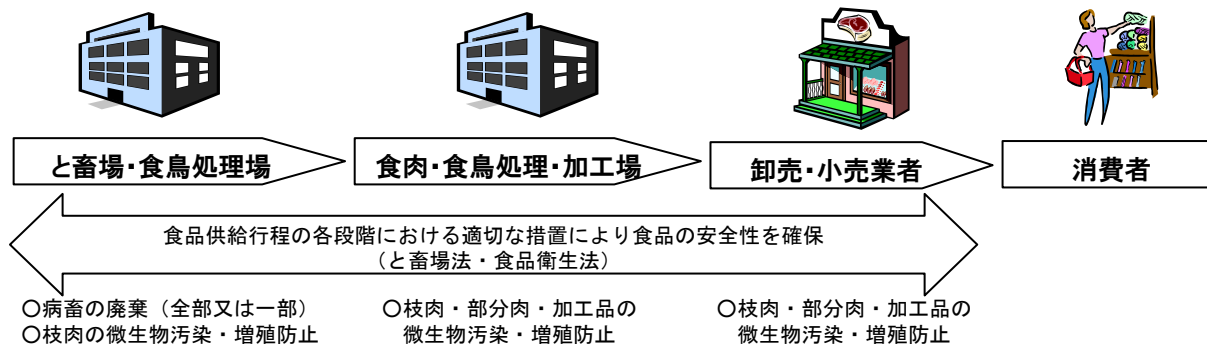
・ 家畜の伝染性疾病の中には、家畜の所有者が衛生管理を徹底することでその発生を予防できるものもあることから、農林水産大臣が、特定の家畜についてその飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（飼養衛生管理基準）を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け。

### ○ 家畜の飼養衛生管理基準の設定

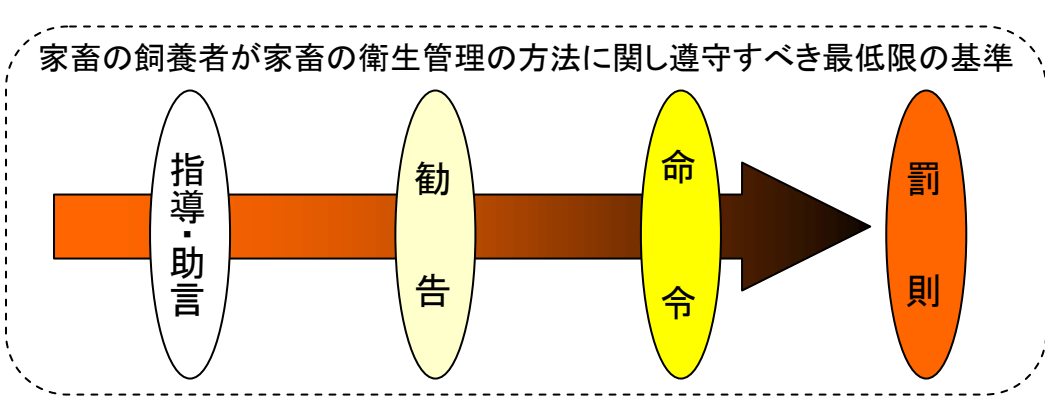
衛生管理を徹底することで疾病を予防



- 1 畜舎や器具の清掃、消毒
- 2 畜舎に出入りする際の手指、作業衣等の消毒
- 3 飼料や水への排せつ物等の混入防止
- 4 導入家畜の隔離
- 5 人や車両の出入り制限・消毒
- 6 野生動物や害虫の侵入防止
- 7 出荷の際の家畜の健康確認
- 8 異常家畜の早期発見・早期受診
- 9 過密な状態での家畜の飼養回避
- 10 伝染病に関する知識の習得



衛生管理の向上



## 7. 畜産農家におけるポジティブリスト制度への対応のポイント

### 畜産農家における



## ポジティブリスト制度への対応のポイント

食品衛生法に基づき本年5月29日に導入された「ポジティブリスト制度」によって、農薬、飼料添加物及び動物用医薬品について、食品中の残留に対する規制の範囲が広がりました。これによって動物用医薬品を使用するに当たっての注意事項、特に休薬期間や使用禁止期間が大きく変わりました。

最新の情報は、農林水産省動物医薬品検査所ホームページ (<http://www.nval.go.jp>) 及び独立行政法人肥飼料検査所ホームページ ([http://www.ffis.go.jp/sub8/sub16\\_1.htm](http://www.ffis.go.jp/sub8/sub16_1.htm)) を参照してください。

食品衛生法違反とならないように次の点に注意してください。

1. 動物用医薬品の添付文書をよく読んで、適正に使用する。
2. 投薬中や投薬後の動物・畜舎には表示をし、間違えないようにする。
3. 出荷する動物や牛乳・卵を出荷している動物の治療記録を確認する。
4. 対象家畜や使用時期が定められた飼料について、これを遵守する。
5. 書類や帳簿を保管する。
  - (ア) 飼料の購入伝票や給与記録
  - (イ) 牧草などへの農薬散布記録
  - (ウ) 動物用医薬品の購入記録や使用記録
  - (エ) 動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書

特に、保管した書類・記録は、問題が発生したときの重要な資料となります。